

【別紙 2】

夏季ジュニアスポーツアスリート育成事業助成基準

【旅費規程】

区 分	支 給 内 容	
鉄道賃	支給する。	
グリーン料金	支給しない。	
特急・急行料金	特急(席指定)	100km 以上支給する。(R・S切符適用)
	急行	50km 以上支給する。(R・S切符適用)
バス・船賃	普通運賃	支給する。
	船賃	2等を支給する。
航空賃	支給する。ただし、発着がともに道内空港となるものについては認めない。	

(留意点)

- ① 交通費については、駅すばあとにて算出する。
- ② 同一市町村内の移動にかかる交通費は支給しない。
- ③ 旅費の起点は指導者・選手の住所の中心地(市役所・役場の最寄りの駅等)とし、到着地についても、会場の市町村の中心地までとする。
- ④ 市町村合併に伴う旅費の起点については、当分の間、合併前の市町村における中心地をその出発地及び到着地とする。

【国内合宿】

1 対象者

選抜されたジュニア選手(中・高校生)・指定指導者

2 助成基準

項 目	助 成 基 準		備 考	
報 償 費	指導者謝金	中央指導者 1日	20,000円	
		道内指導者 1日	3,000円	
旅 費	参加選手	交 通 費	旅費規程により支給する。	飛行機利用～領収書(写)添付
		宿 泊 費	1泊(2食)実費 (限度額：道内 9,800円/道外 13,400円)	宿泊証明添付 (北海道スポーツ協会指定)
	中央指導者	交 通 費	旅費規程により支給する。	飛行機利用～領収書(写)添付
		日 当	1日 2,000円	
		宿 泊 費	1泊(2食) (道内 9,800円/道外 13,400円)	
	道内指導者	交 通 費	旅費規程により支給する。	飛行機利用～領収書(写)添付
		日 当	1日 2,000円	
		宿 泊 費	1泊(2食)実費 (限度額：道内 9,800円/道外 13,400円)	宿泊証明添付 (北海道スポーツ協会指定)
	使用料 賃借料	会場使用料、設備用具使用料 バス・レンタカー借上げ	実費	精算払：領収書(写)添付
	消耗品	競技用消耗品・医薬品		
運搬費	用具運送費	実費(限度額1回10万円)		

(留意点)

- ① 飛行機利用の場合は最寄りの空港からの航空賃(普通席)の実費を支給する。なお、次の点に留意すること。
  - ・概算払いを受けようとする場合は、実施計画書に航空賃に係る領収書を添付すること。添付できない場合は、実績報告時に領収書等を確認し精算払いとする。
  - ・航空券・宿泊をバックで手配した場合は、航空賃、宿泊費の単価を明記した領収書とすること。
  - ・航空券の団体券で手配した場合は、人数、単価を明記した領収書とすること。
- ② 各種大会への参加は助成対象とする。なお、次の点に留意すること。
  - ・各種大会とは国民スポーツ大会・全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会を除く大会とする。
  - ・各種大会前後には必ず強化活動(合宿等)を計画すること。
- ③ 使用料及び賃借料、競技用消耗品費、運搬費については、次の内容を助成対象とし、全て精算払いとする。
  - ・消耗品は強化合宿参加者が共有するもので、競技団体が責任を持って管理保管できるものに限る。
  - ・運搬費は業者に手配したものに限り助成対象とし、自家用車等での運搬については対象外とする。
  - ・バス、レンタカー借上げは業者に手配したものであり、参加者全員が一同に移動する場合に限り助成対象とし、これに係るガソリン代、高速道路使用料についても助成対象とする。自家用バス及び自家用車等での移動は対象外とする。
- ④ 道内在住の指導者であっても、中央競技団体の強化コーチに指定されている者は、中央指導者の謝金を支払うことができるものとする。

3 支払方法

(1) 報償費及び旅費については、指定の個人口座に支払を行う。

航空賃等の手配を競技団体がを行い、その際に経費等を競技団体が立替払いを行った場合に限り、競技団体指定口座へ振込むことができるものとする。ただし、事前に北海道スポーツ協会と協議し承認された場合に限る。